

地域で活躍する薬剤師の確保推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、地域で活躍する薬剤師の確保を図ることを目的に、予算の定めるところにより、地域で活躍する薬剤師の確保推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年10月1日大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付け医政発0912第5号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知別紙）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、第3条に掲げる事業について一定の実績を有し、大阪府内で本事業を実施するものであって、法人又は複数の法人による共同企業体とする。ただし、規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のすべてに該当する事業とし、コンテナ型の調剤設備（以下「研修設備」という。）を整備し、研修設備を活用した研修を行うことで、より専門性の高い薬剤師を養成するとともに、在宅医療の推進や災害時の備えに寄与するものとする。

- (1) 研修設備を整備し、その維持管理を行うこと。
- (2) 研修設備を活用した薬剤師の資質向上に向けた研修を実施すること。
- (3) 研修設備を維持管理する期間において、災害対策等に係る研修設備の移動等について協力すること。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を上限とする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の内定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、地域で活躍する薬剤師の確保推進事業計画書（様式第1号）を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前条の事業計画書を受理した場合は、内容を審査し、補助金を交付するのが適当であると認めた場合は、補助金の交付を内定し、補助金の交付を受けようとする者に通知する。

(補助金の交付の申請)

第6条 前条第2項の規定による内定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、地域で活躍する薬剤師の確保推進事業補助金交付申請書（様式第2号）を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の地域で活躍する薬剤師の確保推進事業補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 要件確認申立書（様式第 2－1 号）
- (2) 暴力団等審査情報（様式第 2－2 号）
- 3 交付決定後、補助事業者が、規則第 2 条第 2 号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、該当事項届出書（様式第 2－3 号）を提出しなければならない。

（経費の配分の軽微な変更等）

第 7 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定による知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費総額の 20%を超えない額の経費配分の変更をいう。

- 2 規則第 6 条第 1 項第 2 号の規定による知事の定める軽微な変更とは、当初の事業との同一性が認められる範囲内の変更をいう。
- 3 規則第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する知事の承認を受けようとする者は、地域で活躍する薬剤師の確保推進事業補助金経費配分（内容）変更承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する知事の承認を受けようとする者は、地域で活躍する薬剤師の確保推進事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第 8 条 規則第 6 条第 2 項の規定により付する条件は次に掲げる条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費として、交付を受けた補助金をその交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 10 年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 補助事業の完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 5 号）により速やかに知事に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する団体の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

また、当該仕入控除税額の全部又は一部は、府に納付しなければならない。

- (7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等地方公共団体に
おける手続に準拠しなければならない。
- (8) 補助事業に係る書類について、知事の求めに応じてその職員に閲覧させ、又は開示しな
ければならない。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第9条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算
して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなか
ったものとみなす。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は地域で活躍する薬剤師の確保推進事業補助金実績報告書
(様式第6号)を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に(同条後段に規定する
場合にあつては、当該会計年度の翌年度の4月30日までに)知事に提出することにより行わな
なければならない。

(補助金の交付)

第11条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただ
し、知事は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第5条の規定による補助金
交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付するものとする。

- 2 前項ただし書きの規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付の決
定通知を受け取った日以後、速やかに地域で活躍する薬剤師の確保推進事業補助金(概算払)
交付請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(検査)

第12条 知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助事業者に対して、報告
又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、
書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。

別 表

基準額	対象経費	補助率
大阪府知事が 必要と認めた額	地域で活躍する薬剤師の確保推進事業の実施に必要な経費（報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、研修設備整備費、賃金、旅費等）	10分の10